

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

・区長 127万3,100円 → 131万6,400円

・副区長 102万3,700円 → 105万8,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

・12月支給分 2.10月 → 2.15月

※令和7年6月1日においてその職になかった副区長については、支給月数を2.125月（0.025月引上げ）とします。

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

・4.20月 → 4.25月（0.05月）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日